

[事案 2020-201] 三大疾病保険金支払請求

・令和3年8月27日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の急性心筋梗塞に該当しないことを理由に、三大疾病保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うっ血性心不全、陳旧性心筋梗塞等の診断を受けて入院したため、平成28年8月に契約した組立型保険にもとづき三大疾病保険金を請求したところ、約款所定の急性心筋梗塞に該当しないとして保険金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、三大疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 主治医は、「急性」または「亜急性」の心筋梗塞であったとも考えられるとしている。
- (2) 保険会社に保険金が支払われない理由を尋ねたところ、「陳旧性心筋梗塞」と書かれていることが問題だとされた。「心筋梗塞」と書き換えたら保険金が支払われると保険会社に電話で確認した上で、主治医に診断書を書き換えてもらい、再度提出したにもかかわらず、「急性心筋梗塞の記載でない」と保険金は支払われない。」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の治療状況について確認したところ、約款に定める「典型的な胸部痛の病歴」は確認できず、保険金の支払対象となる急性心筋梗塞の定義を満たしていない。
- (2) 診断書等の内容から、申立人は心臓の低酸素状態が続く虚血性心疾患から陳旧性心筋梗塞に至ったケースではないかと考えられ、陳旧性心筋梗塞は、「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」において、慢性虚血性心疾患の1つに分類されており、約款に定める三大疾病保険金の支払対象となる分類項目に該当しない。
- (3) 当社が、病名を書き直せば保険金が支払われると申立人に言ったことはない。
- (4) 診断書には、急性心筋梗塞の場合の労働制限について「はい」の記載があるが、医療記録の内容から、労働制限の最大の要因は他の疾病であったと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院当時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が約款所定の急性心筋梗塞であるとは判断できず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。